



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一

○液化石油ガス販売事業者の認定 …… (環境局多摩環境事務所管理課) …… 四

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 …… (環境局多摩環境事務所環境改善課) …… 四

○令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額 …… (福祉保健局総務部職員課) …… 六

公告

○開発行為に関する工事完了 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …… 六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 六

告示

●東京都告示第千三百二十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

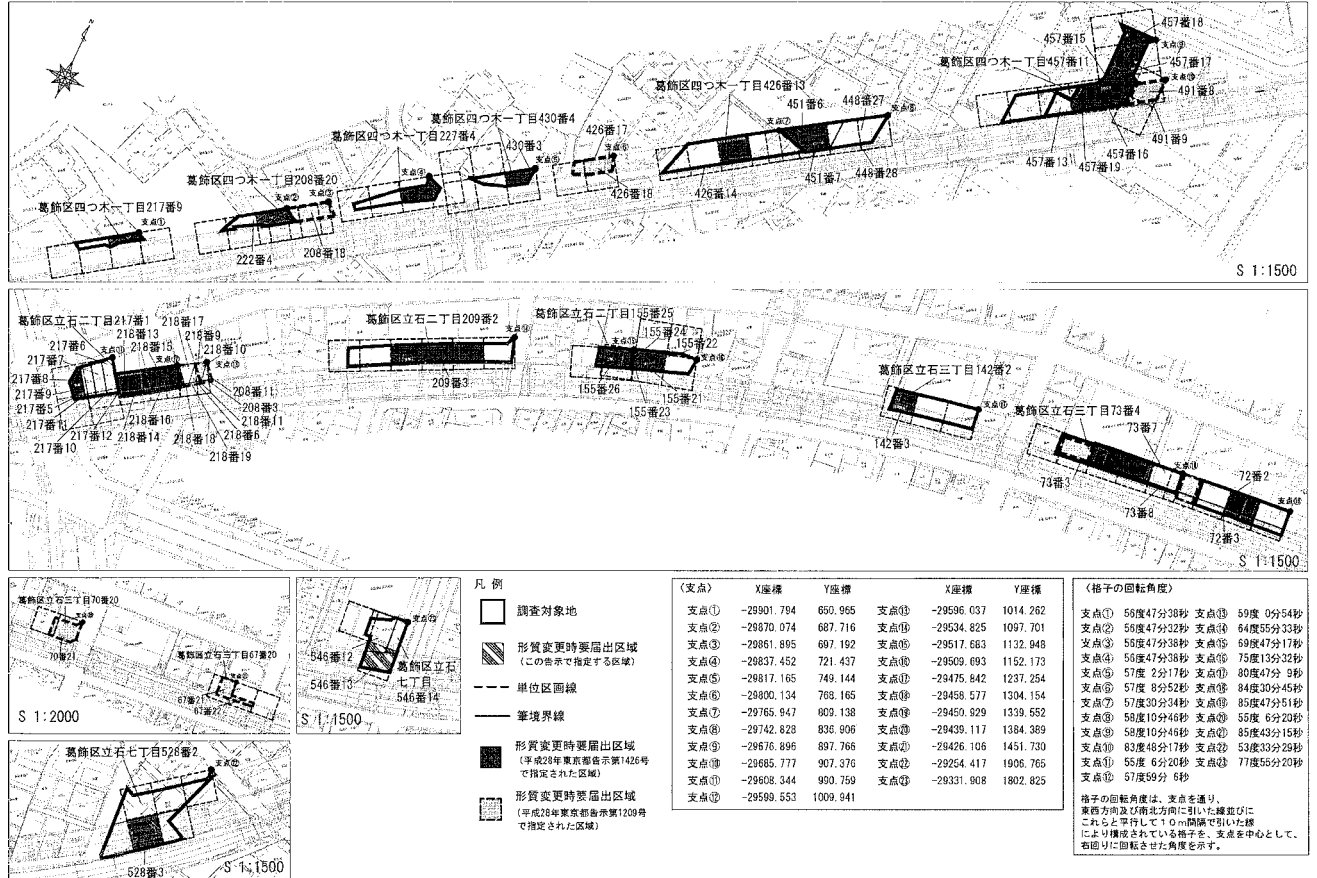
令和二年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (葛飾区立石七丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



※本座標は、測量法(昭和42年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

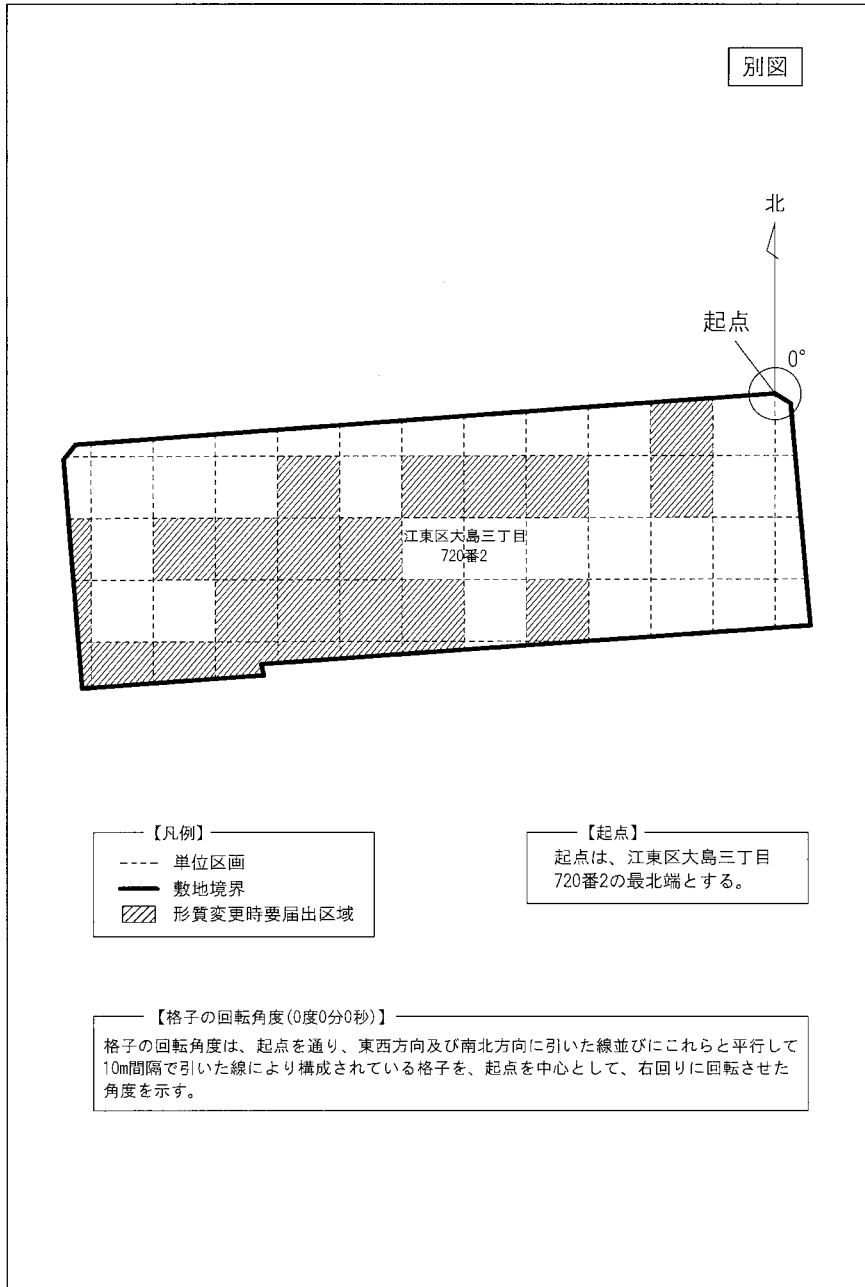
●東京都告示第千三百三十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千三百三十一号

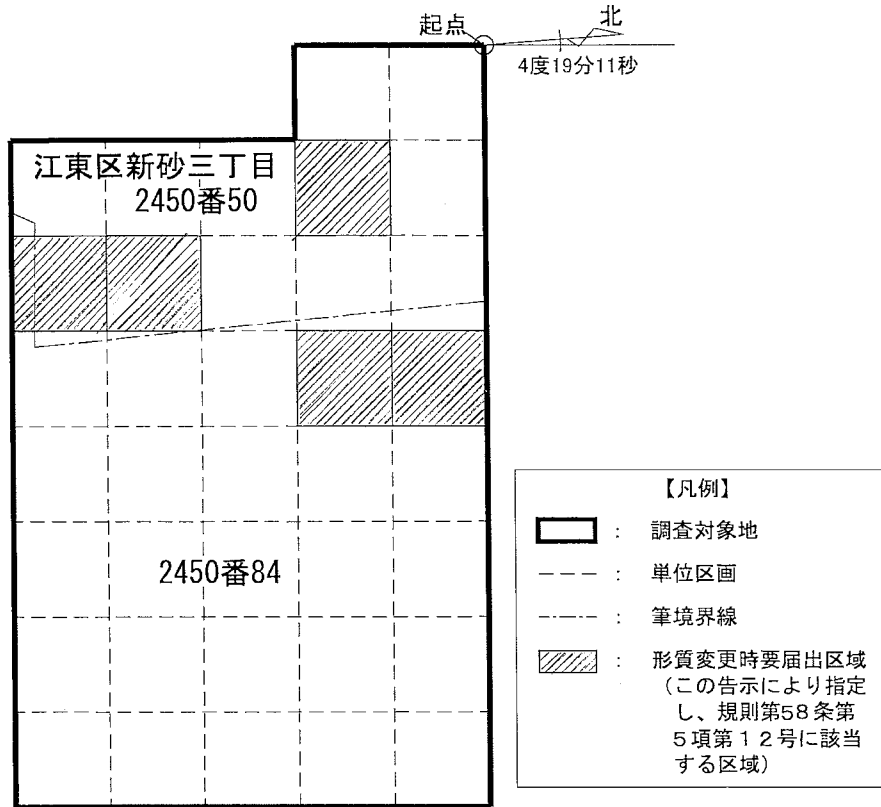
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



**【格子の回転角度（4度19分11秒）】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【起点】**  
 起点は、江東区新砂三丁目2450番50号の一部のうち、調査範囲全体の最北端（X：-38021.3091、Y：632.8065）とする。  
 ※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千三百三十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により、次のように告示する。

令和二年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

多摩・ハシモト・エネルギー株式会社

代表取締役 橋本 庸輔

二 所在地

昭島市武蔵野二丁目十一番二十三号

三 認定の内容

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十

六条第一号に掲げる基準による認定

●東京都告示第千三百三十三号

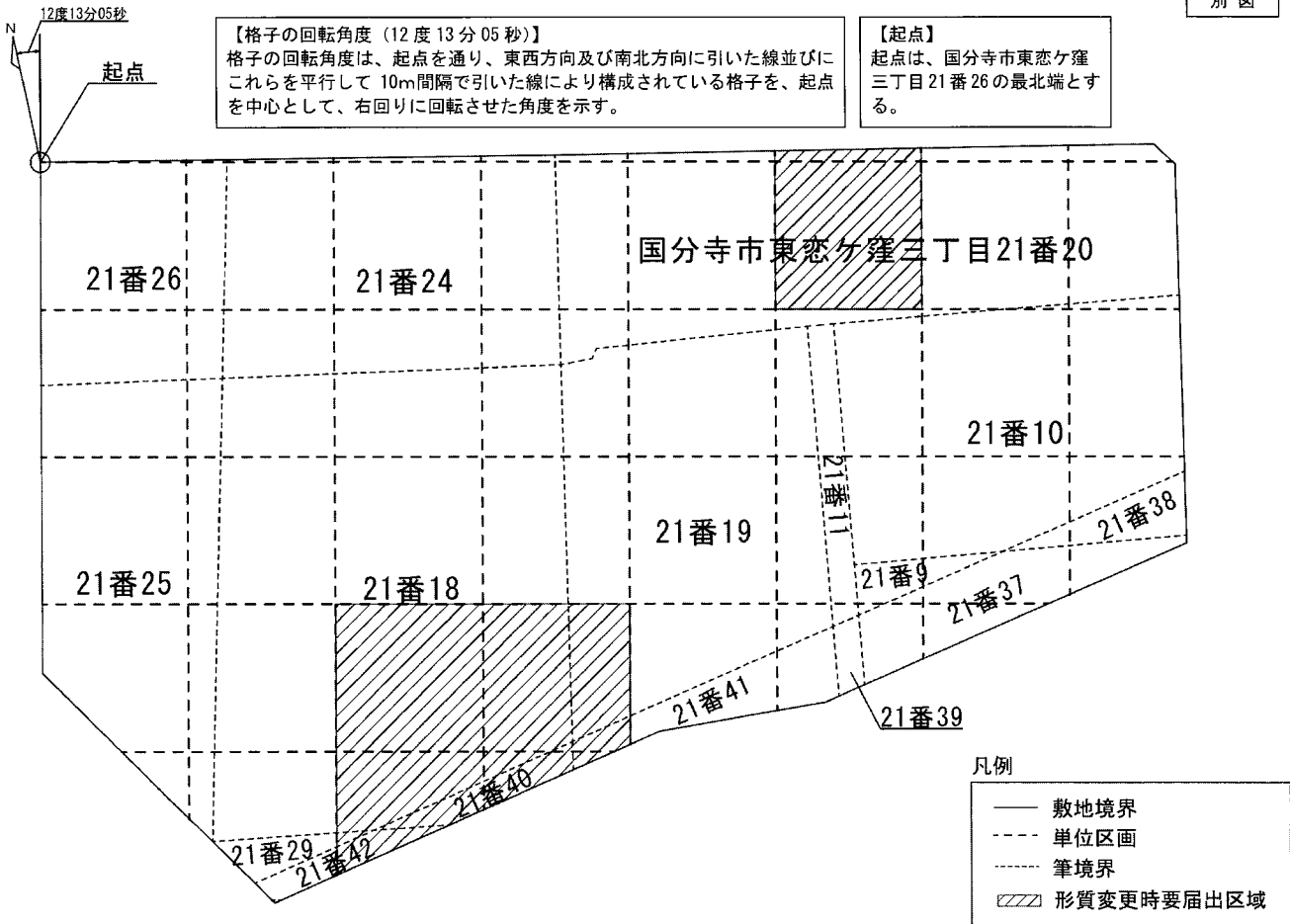
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (国分寺市東恋ヶ窪三丁目内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千三百三十四号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年十月二十六日

東京都知事 小池百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	試験検査等事務専門員	月額	194,400円

附則

この告示は、令和二年十一月一日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小金井市貫井北町五丁目七百一十一番十 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十月二十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 店舗名 (仮称)池上駅ビル
- 二 店舗所在地 大田区池上六丁目七十三番二ほか
- 三 設置者名 東急株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年九月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和二年十月二十六日から同年十一月二  
十六日まで。ただし、東京都の休日に関  
する条例（平成元年東京都条例第十号）  
に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

